



Altium LLC 使用許諾契約書

ALTIUM LLC

2017年3月改訂

重要 – 注意してお読み下さい

このALTIUMエンドユーザーライセンス使用許諾契約書(以下、EULA)は、お客様(一個人、または一法人組織を含む)とALTIUM (以下、弊社)との間に締結される法的な契約書であり、弊社が開発、提供するソフトウェア、ハードウェア、ファームウェア、開発キット、またはいかなる製品形態や、あらゆるライセンス素材とサービスでの、特定コンピューター・テクノロジーの使用に適用されます。ライセンス素材の使用、登録には、「I ACCEPT」や「I AGREE」ボタンを押す前に、予めEULAを注意深くお読み下さい。これらのボタンを押す、もしくはライセンス素材を使用、登録することはEULA第2、4条「所有、及びライセンスの許諾」の条項、第3条「ライセンスの使用制限」、第5条「秘密保持」、第7条「サブスクリプション」(別途任意契約)、第8条「管理サービス」、第12、13条に記述される「責任の制限、及び免責条項」に同意するものとします。現行のEULAはWWW.ALTIVUM.COM、または関連の弊社ウェブサイトで確認できます。ご所在の地域によっては、条項が適用されないものもあります。本EULAでは地域に合わせた条項を適用しているものもあります。EULAに同意されない場合、お客様はライセンス素材を使用、登録することはできないものとします。また、お客様が既にライセンス素材を入手、または購入されても、未使用に限り、購入先にて返却することで、購入代金は返金致します。弊社が提供するサービスと、その独自の条項に関しては、今後改訂がある際にウェブサイトにも同様のEULAが掲載され、30日間有効とされます。

EULAに基づいて提供されるライセンス素材全ての知的財産権は、弊社とそのサプライヤーによって所有されます。これらライセンス素材は販売されるものではなく、許諾されるものであり、EULAの条項に厳密に従うことを条件として、ソフトウェアのダウンロード、インストール、使用、またはその他の知的財産を利用することができます。第三者機関製ソフトウェアとの連携は、その第三者機関製品、及びサービスの使用条件に従うものとします。

弊社ソフトウェアには無許可での複製を予防するために、作成された製品機能、及びその他の技術を含むことがあります。お客様が本機能を無効にすること、もしくは回避することは固く禁じられています。本機能に従わない場合、ソフトウェアへのアクセスができなくなることがあります。無許可の複製についての制限を回避する目的で、そのような行為を行いますと、その時点、あるいは後日、その行為が確認された時点でEULAは終了されます。その後も尚、ソフトウェアやライセンス素材を継続して使用した場合、お客様は著作権侵害及び他のクレームの責任を負わなければなりません。

第1条 定義

EULAにおいて、文脈により別意に解すべき場合を除き、次の用語は以下を意味します。

- 1.1. Altiumとは、Altium LLCを意味します。
- 1.2. バンドルとは、2つ以上のAltium製品が1つのパッケージとして提供されることを意味します。製品がバンドル状態で提供される場合、使用、及び移行において、1つの製品と見なされます。使用許諾されていない端末、またはローカル・エリア・ネットワーク(以下、LAN)には、いかなる場合においてもバンドル製品もしくはその一部をインストールしてはいけません。
- 1.3. 発効日とは、関連するライセンス素材に関わるEULA期間の開始日であり、お客様がライセンス素材を取得された日を意味します。
- 1.4. お客様とは、ライセンス素材を取得される個人または法人を意味します。
- 1.5. 製品とは、関連媒体、印刷書物、及び電子書類を含む、EULAに付随する、または基づいて提供されるソフトウェア、ハードウェア、ファームウェア、ライブラリ、テクノロジーを意味します。また、Altium製品には、EULAに沿ってソフトウェアのアップデート、アップグレード、環境設定の向上、追加ライブラリ、ウェブ・サービスが、Altiumサブスクリプション契約として含まれます。
- 1.6. 開発版とは、お客様がAltium製品への追加製品の作成を可能とする開発キットを備えたAltium製品です。
- 1.7. 開発キットとは、Altium製品の開発版の許諾時に提供される追加技術を意味します。開発キットには、プログラマー関連のソフトウェア・インターフェイス資料、ソース・コードのサンプル、及びランタイム・ライブラリが含まれます。
- 1.8. ランタイム・ライブラリとは、開発キットの一部として提供される、コンパイルされたソフトウェア開発ライブラリ・ファイルです。
- 1.9. ファームウェアとは、ソフトウェア要素が含まれているコンピューター・ハードウェアです。
- 1.10. 知的財産権とは、特許権、著作権、意匠権(登録または未登録を問わない)、商標権(登録または慣習法を問わない)、マスクワーク権、企業秘密、機密情報とその他全ての知的財産権を含みます。
- 1.11. コアとは、FPGA (Field Programmable Gate Array)、またはASIC (Application Specific Integrated Circuit)で特定の部品機能を実行するために使用するロジックもしくはデータのブロックです。Altiumコアではシンセサイズ済みEDIF形式を提供しています。
- 1.12. ライブラリとは、ライセンス素材の一部として提供される、コンパイルされたソフトウェア開発ライブラリ・ファイルであり、またはライセンス素材とは別に提供されるファイルです。
- 1.13. ライセンス素材とは、お客様に提供されたハードウェア、ファームウェア、ソフトウェア、開発キット、拡張機能、サブスクリプション製品(バンドル製品、コア、及びライブラリに限定されない)です。これらライセンス素材を使用するためのライセンスには、予めサブスクリプションが弊社、あるいは販売代理店によって設定されることがあります。
- 1.14. 使用許諾製品とは、お客様によって設計、製造、販売され、ライブラリ、またはライセンス素材を使用された全ての集積回路を意味します。
- 1.15. LANとは、相互に接続される端末であると同時に、同じ所在地に設置(相互に接続された一部であっても、所在地が異なれば対象外)されて、ライセンス素材の一部として提供されたソフトウェアを実行可能であるものとします。
- 1.16. 使用認可とは、下記第2条に基づくお客様によるライセンス素材の使用を意味します。また、弊社のVaultライセンスに関しては、社内で

開発部門と製造部門をまたぐ際に、それぞれがVaultライセンスを保有することとし、互いのライセンスを共有してはならないものとします。

- 1.17. セキュリティ・システムとは、お客様が許諾された、Altium製品とライセンス素材の運用を可能にする手段であり、これ以外での手段を防止することを意味します。
- 1.18. 仕様とは、弊社が公表したライセンス素材に関する仕様を意味します。
- 1.19. オンライン・ライセンス管理システムとは、お客様が必要に応じたライセンス素材の利用を、弊社ウェブサイトwww.altium.comなどから可能とするものです。On-DemandライセンスはEULAに基づき、法的にご購入された地域での利用に制限されます。
- 1.20. Continentalライセンスとは、1つの大陸内で複数の特定利用者が、それぞれの国でライセンス素材を使用できるライセンスです。弊社で定めている大陸には、北アメリカ、南アメリカ、ヨーロッパ、アフリカ、中国以外のアジア太平洋があります。別の場所でお客様、または子会社がContinentalライセンスを使用する場合、注文書や請求書にこれらの場所が示されている必要があります。
- 1.21. Globalライセンスとは、世界中で複数の特定利用者が、ライセンス素材を使用できるライセンスです。別の場所でお客様、または子会社がGlobalライセンスを使用する場合、注文書や請求書にこれらの場所が示されている必要があります。
- 1.22. Single Siteライセンスとは、一箇所の所在地で複数の特定利用者が、ライセンス素材を使用できるライセンスです。本ライセンスの利用目的として、「所在地」は半径800メートル圏内を意味します。ただし、一時的な在宅勤務としてソフトウェアが承認された地域外でなければ、従業員に住宅、空港、ホテルなどの別所在地で使用させることが許されます。
- 1.23. 一時使用とは、お客様に別段に許諾されていない一箇所、所在地、地域でライセンス素材を使用することを意味しますが、この場合ライセンス素材は次の条件で使用されなければなりません: a)一時的な期限制約; b)いかなる場合も、別組織とそのネットワークによるライセンス素材の追加複製を作成、導入させないこと; c)いかなる場合も、別段に許諾される場合を除き、第三者機関によるライセンス素材の継続使用を許可しないこと; d)いかなる場合も、弊社の機密、及び営業秘密情報を漏洩、開示しないこと。一例として、許諾された一時使用とは、ライセンス素材を持ち運び可能なコンピューター端末で、お客様と機密保持を約束された提携組織と共同事業を行う際に、提携組織先に持ち込む目的とする場合になります。その際、お客様はその提携組織にライセンス素材を見せることはできませんが、相手の端末とネットワークにライセンス素材を残したり、導入しないものとします。
- 1.24. Altiumサブスクリプションとは、お客様と弊社、もしくは販売代理店とで交わす、年間での返金不可な任意契約であり、支払いと他の条件を満たすことで有効期間中は次のサービスが実施されます。お客様が許諾したソフトウェアに関して、Altium製品の主要な改訂、アップグレード、アップデート、修正、強化、そしてライセンス素材への技術援助を行います。尚、弊社からAltiumサブスクリプションや、予定された開発、修正、強化についての一部を取り下げる場合があります。その場合、変更点を弊社ウェブサイトへ掲載、または90日間、通告します。
- 1.25. 教育機関用ライセンスとは、: i)教職員がソフトウェアの管理、指導、研究を非営利としてお客様や他の職員に使用し、; ii)お客様または教職員の指導による生徒とその講習に使用されるものとします。これらに限らず、その他明白に使用目的が認められないものとして:
a)いかなる者でもその研究開発の一部が純粋な教習目的だったとしても、いかなる営利的な研究開発に使用せず、; b)いかなる者がいかなる目的でも政府機関または非営利団体に使用しないものとします。

- 1.26. 期間限定ライセンスとは、前述のライセンスのいずれかに使用期間を割り当てたものです。Altium製品またはその機能の中には、期間限定で提供されるものがあります。全ての期間限定ライセンスでの製品は返金できません。期間限定ライセンスは契約更新することによって、その期間を延長することができます。
- 1.27. 拡張機能とは、弊社がサブスクリプションの一環として、お客様の許諾されたAltium製品を拡張するためのライブラリや層構成追加上限などに挙げられるソフトウェア機能を意味します。拡張機能は期間限定ライセンスと同条件であり返金できないものとします。
- 1.28. 有償拡張機能とは、Altium製品の拡張機能で提供される任意の追加機能を意味します。支払方法は有償拡張機能によって異なります。
- 1.29. 管理サービスとは、データ・ファイル(総じて「コンテンツ」)を弊社が管理、及び維持するサービスを意味し、後述でも説明する複数の所在地や端末でお客様や特定利用者がコンテンツにアクセスできるものです。管理サービスの利用を有効にすると、お客様のコンテンツは弊社にアップロードされ、お客様は別の端末からでもアクセスが可能となります。

第2条 所有、及びライセンスの許諾

- 2.1. 所有権。ライセンス素材はお客様によって使用を許諾され、販売されるものではありません。ライセンス素材は、弊社、及びライセンサ一の独占的財産であり、全て知的財産権と契約法によって保護されています。本ライセンスを許諾することは、お客様がライセンス素材に関する全ての知的財産権が、弊社、及びライセンサ一の独占的財産であり続けることを認めるものとします。EULAは、お客様に明示するライセンスと権利を除いて、法によって禁反言、もしくは所有権を付与するものではありません。
- 2.2. ライセンスの付与条件。該当するライセンス料が支払われた際、弊社から非排他的で譲渡不可なライセンスを次の目的のため、お客様に付与します。
 - 2.2.1. EULAに基づいたライセンス形態による、利用者数、所在地、その他の制約での使用許諾から、使用許諾製品の設計、シミュレーション、実施、製造のみを目的として、ライセンス素材を使用すること。
 - 2.2.2. ライブラリを利用した、またはライセンス素材から製造、使用、販売する製品を世界中に配布することは、お客様の判断で行うこと。
- 2.3. 弊社では、特定のエンドユーザーに対して、実験的試験や評価(アルファ、またはベータ、総じて「ベータ・コード」)のためのソフトウェアを提供することがあります。次の項目はベータ・コードについて記したものです。
 - 2.3.1. ベータ・コードは、お客様がベータ・テスターとして実験的に試験や評価して頂くために、弊社から無償の期間限定で、一時的な非排他的で譲渡不可のライセンスを提供するものとします。いかなる場合においても、弊社がベータ・コードを営利的に発行する義務はありません。お客様が弊社のベータ・テスターをされる際に、弊社監修の下で試験や評価を報酬なしにご協力頂くことを認めるものとします。また、弊社へ定期的にベータ・コードを改善するための報告や、欠陥、提案をすることを同意するものとします。また、お客様が期日までに試験と評価について要約したベータ・コードの強み、弱み、改善点を弊社まで報告して頂くことを同意するものとします。

2.3.2. ベータ・コードの使用にあたって、弊社が認可したベータ・テスターがその所在地で機密を保持し、ベータ・コードへのアクセスや、その方法、概念を制限することに同意するものとします。また、EULAの期間中やその後に関わらず、全ての書面での評価や、創案、製品改善、修正、または開発がお客様からの評価やフィードバックの一部、もしくは全部に基づいたとしても、弊社の排他的な資産となることに同意するものとします。

2.4. 使用の制限。本EULAは、お客様が弊社から許諾された条件に準ずるライセンス素材の導入、使用する権利を付与します。ただし、一定の期間内であれば、ライセンス素材の複製を許容範囲内で行うことに対して、お客様に一時使用を許可するものとします。もし、別の製品や機能への移行による使用の拡張、延長があった場合は、予め弊社に適切なライセンス素材への仕様変更をご連絡下さい。

2.4.1. いかなる場合においても、お客様は次のことを遵守するものとします: a)お客様がContinental、Globalライセンスで許諾されることを除き、関連組織、子会社、他部署、異なる所在地の事業所、または第三者機関に対して、一切のライセンス素材の複製やアクセスをさせないこと; ただし、第2条3項に基づき、ライセンス素材を一時使用できるものとする; b)第三者機関には、一時使用やEULAに反さない限り、一切のライセンス素材へのアクセス、使用を許可しないこと; c)関連組織、子会社、他部署、異なる所在地の事業所、または第三者機関に対して、ライセンス素材の複製を行わせないこと; d)無制限の利用者数でライセンス素材を使用することを予め弊社に申請しない限り、一時使用を含め、一度に許可された利用者数を超える人数でライセンス素材(単一ライセンス、または複数シート数のライセンスを問わず)にアクセス、使用を許可しないこと; e)異なる所在地で”フロアティング”によるライセンス素材を使用しないこと; f)認可に反する用途でライセンス素材を使用しないこと。

2.4.2. 1つの端末で使用するライセンス素材をお客様が許諾された場合は、お客様のみがそのライセンス素材を導入、使用することができます。もしくは、その場合、次のことを遵守するものとします: a)ライセンス素材を自宅用端末に複製するには、EULAに従って、原本と同時に使用しないこと; b)ライセンス素材の紛失や破損に備えて原本をバックアップする際は、他人に使用、所有させないこと。

2.4.3. Single Site、Continental、Globalライセンスを使用する場合、EULAに基づいて、契約者(適切な秘密保持契約を交わした契約者)とその従業員は、弊社が認可したライセンス素材を同時に利用できます。一方、ライセンス素材へのアクセス、使用は一時使用を含め、認可された利用者数を超えてはならないものとします。認可された利用者数を超えてライセンス素材を使用した場合、EULAに違反するばかりではなく、国内、国際的な著作権、及び特許法の違反を認め、これに同意するものとします。認可された利用者数を超えてライセンス素材を使用させたり、認可されない地域でライセンス素材を使用した場合(一時使用を除く)、弊社がその時点でその行為を認知するに関わらず、後日、その行為を認知する場合においても、即時にEULAでの契約を解除するものとします。契約解除後も、ソフトウェア、または他のライセンス素材を継続して使用する場合、お客様は著作権侵害、及びその他の訴訟上の請求の責任を負うことになります。

2.4.4. ライセンス素材の利用者数を、お客様は追加することができます。また、追加費用を支払うことにより、ライセンス素材の使用領域や拡張機能を追加できます。ただし、お客様が追加費用を支払う前に追加された利用者には、これらライセンス素材の使

用領域や拡張機能へアクセスは適用されません。お客様がEULAに違反した場合、弊社の更なる措置無しに、お客様の受け入れを問わず、ライセンスを自動で契約解除します。弊社にてその違反を認知していない場合、お客様は、EULAに違反していない、または弊社が当該違反を黙諾したと主張することはできません。

第3条 使用制限、開示; 第三者機関ライセンスの権利

- 3.1. ライセンス素材の単独使用を禁止。いかなる場合においても、お客様がライセンス素材を単独で販売したり、商品化しないものとしません。お客様は使用許諾製品のみライブラリを含めることができます。
- 3.2. 譲渡、及び共有の禁止。いかなる場合においても、お客様が、予め弊社への書面による承諾無しに、ライセンス素材やその一部を開示、移行、譲渡、公表、配布、出力業者への提供、賃貸による他者の利用を認めません。ただし、お客様が認可された一時使用で、及び使用許諾製品に弊社提供のライブラリを一部として含めることはできます。使用許諾製品に含まれるライブラリは、弊社ライセンス素材と競合する製品に適用されないものとします。
- 3.3. 複製、リバース・エンジニアリング、不正な回避の禁止。一部の地域法を除き、原則的にお客様がライセンス素材やその一部を無許可で複製、逆コンパイル、リバース・エンジニアリング、逆アセンブル、変更、もしくは他の方法で人、あるいは第三者が解読できる状態へ変換してはならないものとします。また、Altium製品のセキュリティ・システムを回避する目的で、ライセンス素材とそのAltium製品に変更を加えてはいけません。不正な回避手段は、仮想化したり、考案することも認められません。
- 3.4. 開示の制限。予め弊社への書面による承諾無しに、お客様の関連組織、子会社、他部署(認可された一時使用でライセンス素材を使用する場合を除く)、第三者機関へ、または他の方法で提供、開示してはいけません。ただし、使用許諾製品の製造に必要な、デバイス・プログラミング・ファイル、別名ビットストリーム・ファイル、またはPROMファイルを第三者に提供するのに、承諾は不要とします。お客様が契約者を雇い、ライセンス素材を導入、実行、使用させる場合、まずその契約者が弊社の競合他社に雇われていたり、従事させられていないことを確認する必要があります。そのような契約者の場合、いかなる場合でもライセンス素材を利用させてはいけません。そのような契約者でない場合、契約者がEULAの機密保持や他の条項に遵守して、ライセンス素材を保護する適切な秘密保持契約を締結していることを確認する必要があります。
- 3.5. 第三者機関ライセンス。EULAに基づいて付与される許諾権利は、弊社がライセンス素材の開発を目的とするものです。ライセンス素材には、第三者機関のソフトウェアや知的財産権が含まれており、それらのライセンスは、開発に使用するためであることを、お客様は理解し、同意するものとします。第三者機関のソフトウェア、または知的財産権を取り入れた、商業製品の配布をお客様が希望する場合、これらソフトウェア、知的財産権に関しては、お客様が第三者機関のライセンスに従って義務、及び責任を負い、いかなる場合においても弊社はその義務、及び責任を負わないことを理解し、同意するものとします。お客様は、第三者機関ライセンスに対し、適切な運用を行わなかった場合、それに伴う弁護士、及び専門家の費用などを含む、全ての責任は、弊社、並びに弊社役員、取締役、従業員、子会社、関連会社と販売業者へ賠償、弁護、免責することを同意するものとします。

- 3.6. 特定アプリケーションの賠償。お客様がライセンス素材を適用した次の武器、兵器、原子力施設、大量輸送手段、航空、生命維持装置(外科インプラント、蘇生装置を含む)、公害汚染防止、有害物質管理、他のアプリケーションのいずれかにて、使用許諾製品の欠陥が人体への損傷障害、または死亡を招いた場合、例え弊社で設計されたライセンス素材であっても、お客様の意図しない、または許可されていない使用による一連の損害請求、費用、補償、支出、合理的な弁護士費用は、弊社、並びに弊社役員、従業員、子会社、関連会社、販売代理店へ賠償、弁護、免責するものとします。
- 3.7. コンプライアンスの証明。EULAの期間中、お客様が弊社からの要請資料を受領後30日以内に、ライセンス素材の使用においてEULAの条件を遵守していることを証明する書類、及び証明書を提出するよう求めることができるものとします。

第4条 知的財産権

ライセンス素材における全ての知的財産権は、弊社、またはライセンサーの独占的な財産であることを、お客様が認めるものとします。EULAは、お客様に明示するライセンス、及び権利を除いて、法律によって禁反言、もしくは所有権を付与するものではありません。また、使用許諾製品に含まれるライブラリやその派生作業も、お客様が所有権、または他の権利を付与するものではありません。

第5条 秘密保持

EULAに基づき、弊社、及び販売代理店が提供するライセンス素材とその他全ての情報は、お客様が機密を保持し、EULAにより許可される場合を除き、開示しないことを認め同意するものとします。ライセンス素材は弊社と第三者機関の企業秘密と機密情報で構成されることを認め同意するものとします。ライセンス素材を共有する際、お客様の従業員、または顧問、独立契約者が、ライセンス素材に関する弊社の知的財産権を保護するに足りる守秘契約をお客様と締結されることを前提とします。また、お客様は弊社ライセンス素材の機密を保証し、半導体、及びEDA業界における一般的な保護基準を下回らない、十分な保護対策を講じることに同意するものとします。

第6条 オンライン・サービス

- 6.1. オンライン・サービスの利用。オンライン・サービスとは、弊社が運営するウェブサイトや、その他の製品とサービスに、ライセンス素材がアクセスすることを意味します。ウェブサイトやオンライン・サービスへのアクセス、及び使用は、それらに記載された条件と免責条項に、お客様が従うものとします。弊社の判断により、ウェブサイト、またはオンライン・サービスをいつでも廃止、変更、修正することができるものとします。
- 6.2. 第三者オンライン・サービス・プロバイダーへの接続の禁止。第三者機関が提供するウェブサイト、またはオンライン・サービスに関して、弊社は管理、保証せず、責任を負いません。例え、弊社ウェブサイト上に掲載する参照リンクについても適用されます。第三者との取り引きなどに含まれる、引き渡し、及び支払条件に限らず、第三者機関のウェブサイト、またはオンライン・サービスへのアクセスや使用は、お客様と第三者機関との間でのみなされるものとします。いかなる場合も、弊社はそれらのウェブサイト、またはオンライン・サービス・プロバイダーによる法律遵守の不履行、不備、または過失に対して一切の責任を負いません。

- 6.3. お客様のリスク。署名された別段の書面による契約書において、弊社と明白に同意された場合を除き、お客様は第三者機関のウェブサイト、またはオンライン・サービスへのアクセス、もしくは使用における全てのリスクを負うことと、下記第12、13条に記載される制限の対象となることを承認し同意するものとします。
- 6.4. オンライン・ライセンス管理システム。ライセンス素材がOn-Demandで弊社から許諾された場合や、オンライン・ライセンス管理システム経由でアクセスする場合、お客様はオンライン・ライセンス管理システムが、常に利用可能であることを一切保証するものではないことを認め同意します。これは、オンライン・ライセンス管理システムがメンテナンスや補修整備などの理由によりアクセス不能となる場合があることを認め、これに同意することとします。

第7条 Altiumサブスクリプション

- 7.1. Altiumサブスクリプションは、弊社、及び販売代理店から用意される1年間の製品保守であり、返金不可で追加費用に応じた延長ができます。Altiumサブスクリプションを購入する場合、本条項に従い、期限内、または後日に適用されます。日本国内ではAltium Designerの新規ライセンスに対して、1年目に1年間(教育機関用ライセンスには2年間)のサブスクリプションが漏れなく付帯されます。
- 7.2. サブスクリプション更新を2年目以降にお求めになる場合、弊社、または販売代理店に次の情報を提供することを認めるものとします:
- a) EULA期間中に所在地を変更された際の現所在地; b)希望するAltiumサブスクリプションの期間。新たなサブスクリプションに更新された時点で、付帯するサービス(ライブラリの提供や、ソフトウェア、拡張機能の更新)が次の1年間(もしくは2年間以上)適応になります。満了日の約30-60日前には、弊社からお客様に年間更新の請求書と支払条件を通知します。日本国内では、販売代理店からの見積書の有効期限内にお支払い下さい。尚、支払方法は各販売代理店によって異なります。更新をされないと、満了時点で付帯するサービスが停止します。

第8条 管理サービス

- 8.1. 位置情報サービス。管理サービスを購入した場合、弊社がお客様の現所在地からコンテンツにアクセスすることに同意するものとします。本サービスを提供するにあたり、弊社ではお客様の所在地とアカウントに関する情報を収集、使用する必要があります。お客様は、弊社が本サービスに関連する所在地とアカウント情報の収集、使用、伝達、処理することに同意、認めるものとします。任意に端末の位置特定を無効にすることで、本サービスを解除できます。
- 8.2. サービスの稼働。管理サービス、または特定の機能は、全ての地域で常に利用できるわけではありません。管理サービスが誤作動無く、いかなる地域からでも、お客様のコンテンツにアクセス可能であることを保証、及び承認するものではありません。
- 8.3. 請求と支払。管理サービスの利用には、事前の年間での請求、支払が必要です。全ての管理サービス費用は返金できません。サブスクリプションと同様に、管理サービスの更新費用を自動で引き落とすこともできますが、これは任意であり義務ではないため、このような権限を後からでも解約できます。更新を自動引き落としで行う際は、使用する有効なクレジットカード、または他の支払(PayPalなど)情報を弊社に提供することに同意するものとします。自動引き落としを適用した場合、満了日の約45-60日前に、弊社からお客様に年間更新の請求書と支払条件を通知します。管理サービスを更新しない、または自動引き落としとして使用されるクレジットカード情報や他の支払条件が無効ですと、満了日の時点で弊社の管理サービスに保管されているお客様のコンテンツへのアクセスは無効、または制限されるものとします。尚、日本国内での支払方法は各販売代理店によって異なります。

- 8.4. 個人ストレージの利用。Altium製品の中には、最小限でのアクセスを必要とする個人管理での管理サービスと、公にお客様のコンテンツを公開するものがあります。その他に返金不可の期間限定で、管理サービスの個人ストレージを追加購入することもできます。
- 8.5. キャンセル、及び返金。お客様によって支払われた管理サービス費用の全額は、法律で定めているものを除いて、返金には応じられません。購入から15日以内であれば、弊社に連絡して本サービスをキャンセルできます。適用される地域法では、一部の返金を要求できることがあります。
- 8.6. 管理サービスのアカウント。管理サービスの利用にあたり、セキュリティの観点から、アカウントの作成と、個人がアクセスするためのパスワードを設定する必要があります。このアクセス情報とパスワードは、お客様自身に管理責任があります。また、管理サービスの使用期間中に、お客様のアカウント情報に変更がある際、それを直ちに反映することに同意するものとします。尚、お客様が設定されるアカウントと、個人識別情報は弊社が保管、使用することを認めるものとします。弊社ではwww.altium.com、またはwww.circuitmaker.com、www.circuitstudio.com、www.pcbworks.comに掲載する個人情報保護方針に基づいて、お客様から提供される個人情報を保護します。
- 8.7. 禁止行為。管理サービスへの接続に、次の行為を行わないことを認めるものとします: a) 不法、迷惑、猥褻、暴力、中傷、プライバシー侵害を来たす、コンテンツのアップロード、投稿、送信; b) 他の個人、または法人の知的財産権を侵害するコンテンツの保管; c) お客様に所有、または濫用する権利の無い、第三者機関の企業秘密を含むコンテンツの保管; d) 管理サービスや、その運用に支障をきたすウイルス、または妨害、破損を招く設計をされているコードを含むコンテンツのアップロード、または保管; e) 管理サービスのネットワークへの侵入、またはそれに負担をかける行為; f) 法律に違反する兵器開発や、これに限らない目的での管理サービスの使用; g) 他の利用者に関連した情報、またはデータを収集するための管理サービスの使用。
- 8.8. コンテンツのバックアップ。管理サービスを通して保管されるコンテンツのバックアップはお客様に管理責任があります。弊社では、お客様のコンテンツの損失、アクセス不良、不注意による損傷、または破損を保証しないものとします。また、コンテンツからアクセスするウェブサイトが、常に利用できることを保証しませんので、利用不可、またはアクセス不可による賠償を要求することはできません。
- 8.9. コンテンツの削除。管理サービスのお客様や他の利用者から提供されたコンテンツに関して、弊社は一切の責任を負わないものとします。弊社には、コンテンツがEULAに遵守しているかを見極め、違反しているものに対して削除、または修正する権利があります。
- 8.10. 著作権侵害通知 - DMCA。何者かによって管理サービスのストレージを使用したコンテンツで著作権侵害が見つかった場合に、www.altium.comに掲載される著作権方針に従って弊社に連絡して下さい。弊社ではデジタル・ミレニアム著作権法(DMCA)に沿って、アカウントの停止、またはコンテンツの除外を行うことがあります。
- 8.11. お客様からのコンテンツ・ライセンス。管理サービスを使用するにあたり、お客様がAltium製品を購入された時点での条項に基づき、お客様が他の管理サービス利用者向けに、使用、配布、複製、修正、適合、発行、翻訳、公開している期間中は、弊社にて非排他的で、世界的に使用することを免除します。他の管理サービス利用者がアクセスできるコンテンツをアップロードすることは、お客様がコンテンツを保証する、または所有することを意味します。

- 8.12. 所有権。弊社が管理サービスのユーザー・インターフェイス、コード、スクリプト、ソフトウェアを含む、これらに限らない全ての権利を所有することを、お客様は認めるものとします。いかなる場合においても、お客様が管理サービスと競合する目的を含む、これに限定しない管理サービスを複製、濫用しないことに同意するものとします。
- 8.13. 弊社からのライセンス。管理サービスへの接続として、弊社はお客様に非排他的、且つ譲渡不可の世界的なライセンスを提供するものとします。いかなる場合においても、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル、ソフトウェアのソース・コード解析、または担保権の売却、リース、再許諾、譲渡を認めないものとします。
- 8.14. 賠償、及び放棄。お客様が、管理サービスのストレージを通して第三者機関の損失、請求、要求を招き、現地法での損失や請求に対して責任があると思なされれば、それに伴う全ての費用(弁護士費用などを含む)から、弊社、並びに弊社役員、取締役、従業員、関連会社、代理店へ賠償、弁護、免責することを同意するものとします。お客様が管理サービスを使用して義務の違反が見つければ、その疑わしい行為を調査する期間中は、弊社がお客様のコンテンツを管理サービスから削除、アクセス禁止、停止、抹消をしたとしても、お客様が弊社を告訴する権利を放棄することに同意するものとします。
- 8.15. 管理サービスの仕様と機能の変更は弊社に決定権があり、その際、お客様の電子メール・アドレスへ通知、または弊社ウェブサイトの内容を掲載します。

第9条 有償拡張機能

Altium製品の中には、その製品の拡張機能として期間限定での「有償拡張機能」を追加購入できるものがあります。このようなライセンスを購入するには、適応される個人、及び支払方法の情報を含む口座が必要となります。以下の手順は、有償拡張機能ライセンスを購入するために、それに関する全ての費用を支払うことと、お客様が使用される有効期間は返金不可であることを認めるものとします。将来的な購入に割り当てる残高があれば、必ずしも有効期間内に同機能を導入する必要はありません。有償拡張機能ライセンスの有効期間を更新する場合は、有効期間中に事前に申請して下さい。有効期間満了後は、更新されるまで有償拡張機能が使用不可となります。弊社では有償拡張機能での個人情報、www.altium.com、またはwww.circuitmaker.com、www.circuitstudio.com、www.pcbworks.com ウェブサイトに掲載する個人情報保護方針に基づいて保護します。日本国内では販売代理店からの販売となります。

第10条 期間; 終了

EULAは、発効日に開始する他に、次の期間にその効力を維持するものとします: a)有効期限付きライセンス素材を許諾された期間; b)永久ライセンス素材を許諾された場合は、終了するまで。期間期限ライセンスは、満了を迎えるか、付与される他の許諾を終えることなく終了することがあります。本EULAを終了するには、ライセンス素材、及びその全てのコピーを抹消することによって成立します。お客様がEULAの条項のいずれかに違反した場合、期間限定、または永久ライセンスに関わらず、弊社からの通知が無くとも、直ちに終了するものとします。また、それ以前に発生していた支払債務は期限日に履行すべきものとします。EULA終了時に、EULAにおいて明示する別段の記載を除き、付与された許諾、権利、及び契約の下に課された義務は終了するものとし、お客様は全てのコピー、及び関連する書類を含むライセンス素材を抹消するものとします。EULAの終了後も存続すべき全ての条項は保持され、お客様はそれに従って遂行するものとします。

第11条 政府による使用

ライセンス素材には、弊社の開発費のみで開発された商業用ソフトウェアが含まれます。従って、アメリカ合衆国連邦調達規則(FAR)の第12条212項、及び国防省調達規則の第227条7202項に基づいて、米国政府による、または米国政府のためのライセンス素材の使用、複製、及び開示は、EULAに記載される制限の対象となります。本ソフトウェア製造者は、Altium LLCであり、所在地は Ste 700 4225 Executive Square, La Jolla CA 92037, United States になります。

第12条 制限された保証、及び放棄

管轄区によっては、特定の保証の免責を認めなかったり、制限する地域もあります。お客様がこの管轄区に所在する場合は、特定の保証の免責が適用されないことがあります。ライセンス素材、サブスクリプション、管理サービスは、権利侵害の無い、商品性、または特定の目的への適合性を暗示することに限定されない、明確、黙示、または法定であるかを問わず、保証されない「現状有姿」で提供されるものとします。ライセンス素材、サブスクリプション、管理サービスを受領後90日間で仕様通り正常に機能しない場合において、弊社の責任、及びお客様の唯一の救済として、欠陥の修正、または交換に限定され、更に弊社の見解で欠陥品の修正、交換が商業的に実現不可能であれば、EULAの終了、及びそのライセンス素材に関してお客様により弊社に支払われたライセンス費用の返金に限定されます。ライセンス素材が90日後に仕様通り機能しない場合、弊社はこれに関連する交換、またはお客様への返金の責任を一切負わないものとします。弊社では、ライセンス素材、サブスクリプション、管理サービスに含まれる機能がお客様の要求に合致することや、これらの動作が中断しないで誤作動が無いこと、または欠陥が修正されることを保証しません。更には、弊社からのライセンス素材、サブスクリプション、管理サービスの使用によるお客様の使用結果に関して、正確、精度、信頼性などの保証または表明をしません。弊社以外から提供されるライセンス素材の一部とした、インターネットやFOBなどの業者による損害リスクは全てお客様が負うものとします。

第13条 責任の制限

管轄区には、ベンダー、あるいはサービス・プロバイダーによる責任の免責、または制限を認めない地域もあります。免責、または制限が禁止される管轄区にお客様が所在する場合は、これらが適用されないことがあります。弊社の全ての責任は、EULA上の義務、及び表明、陳述から生じる契約義務違反、そしてEULAによって起こる、またはそれに関する過失や意図的な行為を含む不法行為、または不作為(総じて「債務不履行事由」)について、12箇月前にお客様が弊社にお支払い頂いたライセンス素材の料金全額と同額の損害額に限るものとします。前述にも関わらず、例えば弊社に損害の可能性が知らされたり、その損害が合理的に予見しえても、債務不履行事由が、契約、不法行為、法令、他の法律に基づくことに問わず、弊社はデータの損失、逸失利益、寄付品の喪失など、特別、間接的、懲罰的、結果的損害賠償(第三者機関とお客様が負った損失、及び損害を含む)に関して、責任を負いません。本制限は、法律が許す範囲で、EULAで限られた救済の重要目的に満たない場合にも適用されます。本条項は、お客様に対して、法的な権利、または救済を与えるものではありません。EULAでの記載を除き、ライセンス素材の使用から得られる収益性、または他の結果、利益については、弊社がお客様、またはお客様関係者に対して一切の約束、表明、保証、引受を行わないものとします。お客様自身の技術と判断のみに基づいてライセンス素材を取得するものです。EULAは、ライセンス素材が許諾される管轄

区の法律に基づいており、1974年オーストラリア連邦取引慣行法の第VA部、または類似法などのように、弊社の一切の責任を除外、制限、修正するものではありません。

第14条 輸出制限

ライセンス素材が許諾される管轄区、または使用されるサブスクリプション、管理サービスの中には、EULAが特定の政府による輸出制限、もしくは他の制限の対象となり得るため、お客様はそれらに関連する全ての法律を遵守するものとします。お客様は、適切な政府の許可無しに、ライセンス素材、参照画像、または書類や、サブスクリプション、管理サービスの使用を輸出、再輸出しないことに同意します。本条項を遵守しない場合は、EULAへの違反と見なされ、その時点、あるいは後日、その行為が確認された時点でEULAは終了します。Altiumサブスクリプション、管理サービスに関するライセンス素材、ソフトウェアは、アメリカ合衆国の出入港禁止国、財務省の規制対象リスト、商務省の取引禁止顧客リスト、法人リストにある何れにも輸出、再輸出してはいけません。ライセンス素材、サブスクリプション、管理サービスを使用することは、お客様が前述の禁止区域に所在していないことを示します。

第15条 第三受益者

ライセンス素材、及び関連する書類の中には、第三者機関より弊社に許諾されているものもあり、お客様は第三者機関が本条項の意図的な第三受益者であることを理解するものとします。

第16条 譲渡

EULAにおいて別段の記載がある場合を除き、EULAにおける利益、もしくはその一部を、法律の適用、合併契約、資産の売却などを問わず、弊社に事前の書面による承諾無く、譲渡、または移譲することはできないものとします。また、本EULAに従って、弊社の関連会社、子会社、Altium LLCの資産を取得している会社に権限や義務を委任する場合があります。

第17条 準拠法

EULAは、抵触法、または法律の選択の原則に関わらず、アメリカ合衆国カリフォルニア州の州法に準拠するものとします。ライセンス素材を欧州連合(以下、EU)にて所有される際は、抵触法、または法律の選択の原則に関わらず、英国イングランドの法律に準拠します。当事者の権利、または義務の制限、もしくは除外がEULA上に存在した場合、関連するヨーロッパ共同体理事会が指令するためのEU加盟国の法律が適用される法律において、制限、もしくは除外が違法であるとされても、それらを解釈しないものとします。当事者は、特にEULAに関連するウィーン売買条約のため、国連条約の適用を否認します。

第18条 一般条項

18.1. 執行の不可。管轄裁判所が何らかの理由でEULAの条項、またはその一部が不法、禁止、無効、もしくは執行不可能と判断した場合、本条項は、当事者の意図を有効に反映するため最大限許される範囲において差し替えられ、残りの条項は効力を保持するものとします。

18.2. 見出し。別段の記載がない限り、各項目の引用はEULA内の引用とします。見出しは便宜上のために挿入されたものであり、EULAの構

成に影響を及ぼさないものとします。

- 18.3. 構成。文脈上異なる解釈を要する場合を除き、単一形を表す言葉は複数形を含み、その逆も同様であり、男性形を表す言葉には女性形も含まれ、人称を示す言葉には法人団体も含まれます。尚、本EULAの日本語文に不明瞭な点があった場合、英語原文を基準にします。
- 18.4. 放棄。いずれの当事者もEULAに基づく権限、権利、または特権を行使しないか、もしくはその行使が遅延した場合でも、それらを放棄したものと見なされないものとし、またそれらの1つか一部の行使が、その他の更なる行使を妨げないものとします。
- 18.5. 完全合意。本EULAは、お客様と弊社の間で交わす完全合意であり、目的事項について全ての事前にある合意、理解、表明の口頭や書面に取って代わり優先して適用されるものとします。EULAの条件は、変更、削除、またはお客様の条件や購入時に提供されたその他の書類などの、業務上適用される関連書類に置き換えることができないものとします。お客様で弊社との相互同意がない限り、条件の変更はできないものとします。
- 18.6. ライセンス素材には、承認されていないライセンスと/またはライセンス素材のコピーを使用しようとした場合に検出したり、Altiumへレポートするコンピュータソフトウェアが含まれています。ライセンス素材の権利を保護するためにAltiumが、お名前やメールアドレスのような個人情報を収集することに関して理解し、同意したものとみなします。

特定地域での使用許諾契約書変更点

ライセンス素材をEU加盟国で購入された場合は、EULAの特定条項を置き換えるものとします。EU加盟国以外で購入されたライセンス素材には当てはまらない条項があります。

変更、及び追加点 第3条3項

義務的な法律の下、EULA（第3条3項含む）での逆コンパイルを放棄する権限を、お客様が使用するソフトウェアに限定しないものとします。例えば、お客様がEU加盟国に所在しているのであれば、適用される法律によって、他のソフトウェア・プログラムとの相互運用性を計るため、条件に応じて逆コンパイルする権利があります。その際、まず弊社が開示していない相互運用性に必要な情報を書面で提出するよう要求して下さい。逆コンパイルの作業は、お客様自身、もしくは複製したソフトウェアを使用する権利がある利用者が行って下さい。弊社から情報を提出する前に、正当な条件を課する権利があります。弊社からお客様に開示した情報は、目的の逆コンパイル以外の用途で第三者機関に提供したり、類似したソフトウェアの開発や、弊社とライセンサーの著作権を侵害する行為を一切禁じます。

変更点 第12条

第12条の条項は、EU加盟国で購入されたライセンス素材については、弊社で次の保証以外を法律上、許容するものとします。弊社に重過失、または意図的な不正行為が無い限り、不履行による保証責任は除外されます。ライセンス素材の欠陥による損害は、地域法によってお客様に法定権利を与え、弊社が不正にその欠陥を隠蔽した場合のみ認められるものとします。

変更点 第13条

損害について弊社の法定責任は次を限度とします： a)弊社による重過失、または意図的な行為は全ての損害結果に無制限である； b)一般過失として生命、手足、健康障害は無制限である； c)主要な契約上の義務で僅かな過失不履行による損害に関して、ライセンス契約を結ぶ時点で損害額の上限が予見できる場合のみ責任を負う； d)主要でない契約上の義務で僅かな過失不履行による損害に関して責任を負わないも

のとする。前述の責任制限は、特定の保証、または咎められる怪我への責任に対して想定した、特にドイツ連邦共和国の製造物責任法に準じて、義務的な法定の責任に当てはまらないものとする。EULAでの条項を前提に、お客様はあらゆる損害に備えて、ソフトウェアとデータのバックアップ複製などの正当な処置を取ることが必要です。

ALTIUM EULA

2017年3月改訂